

社会福祉法人 人吉市社会福祉協議会 人吉市地域包括支援センター  
感染症の予防及びまん延防止のための指針

1 基本方針

社会福祉法人 人吉市社会福祉協議会 人吉市地域包括支援センター（以下「事業所」という。）は、利用者及び従業者等（以下「利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

2 注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下の通り。

(1) 利用者及び従業者にも感染症が起り、媒介者となりうる感染症

集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等

(2) 感染抵抗性低下した人に発生しやすい感染症

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA感染症）、緑膿菌感染症等

(3) 血液、体液を介して感染する感染症

肝炎（B型肝炎、C型肝炎）等

3 感染症の予防及びまん延防止のための法人内の組織

(1) 「感染症対策委員会の設置」

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の設置にあたっては関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い、法人が開催する他の会議体と一体的に行う）

(2) 感染対策委員会の構成委員

①各部署所属長及び事業所の管理者

②感染対策の知識を有する者

### (3) 感染対策委員会の開催

①おおむね6か月に1回以上かつ、必要な場合に担当者が招集する。

#### ②感染対策委員会の役割

- ア 事業所内感染対策の立案
- イ 指針・マニュアル等の整備・更新
- ウ 感染症発生時の対応の検討
- エ 感染症対策に関する職員への研修・教育計画の策定及び実地
- オ 情報の収集、整理、全職員への周知

## 4 従業者に対する研修の実施

事業所は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延防止のための研修」及び「訓練（シュミレーション）」を次のとおり実施する。

### (1) 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

### (2) 定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年1回以上実施する。

(法人が行う研修への参加も含まれる)

### (3) 訓練

B C Pを活用し感染症が発生した場合に備え、年1回以上訓練を実施する。

## 5 平時の対策

「介護現場における感染対策の手引き」（厚労省）、「感染対策B C P」にそって、感染症の予防及びまん延防止に努める。

## 6 発生時の対応

- (1) 当該事業所内で感染症が発生した場合は、必要に応じて発生状況の把握、医療機関や保健所への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。感染対策委員会はその内容及び対応について全職員に周知する。

- (2) サービス事業所や関係機関と情報共有や連携をしまん延しないように努めるとともに、外部へ情報発信する場合や事業所として公表する場合は、個人情報の取り扱いに十分配慮する。
- (3) 必要に応じて行政へ報告する。
- (4) 感染拡大防止について、行政・保健所からの指示に従い、協議する。

## 7 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延防止のための指針」は、いつでも閲覧できるように文書の掲示を行う。また、事業所ホームページに掲載し、いつでも閲覧が可能な状態とする。

## 附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。